

鳥取縣公報

昭和十七年七月二十四日
第千三百五十三號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格ニ判

告示

鳥取縣告示第四百八十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル石炭ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十月二十四日鳥取縣告示第八百四十二號ハ之ヲ廢止ス
昭和十七年七月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣内渡販賣業者最高販賣價格

一 第一種 (一般用炭)

(イ) 甲號 (常盤炭及宇部炭以外ノ石炭)

大口最高販賣價	小口最高販賣價格消費者持込渡
路米子市、境町	一回ノ荷渡
鳥取市智露町貯	數量一越以
炭場改斤渡	上ノ場合
(單位一越)	(單位一越)
等級	正味五十越

塊炭又ハ小塊炭

特	一	二	三	四	五	六	七	級	粉	特	一	二	三	四
級	同	同	同	同	同	同	同	外	炭	級	同	同	同	同
三三、一七	三〇、九七	二九、七七	二八、五七	二七、三七	二五、七七	二四、一七	二三、五七	二二、三七		三〇、七七	二九、五七	二八、三七	二七、一七	二五、九七
三九、七七	三八、五七	三七、三七	三六、一七	三四、九七	三三、三七	三一、七七	三〇、一七	二八、九七		三五、六七	三四、四七	三三、二七	三二、〇七	三〇、八七
一等	一等	一等	一等	二同	三同	四同	五同	等外						
一、八一	一、七五	一、六七	一、五九	一、四七	一、三九	一、三一	一、二二	一、一四						

- 二 同 三三、二七
- 三 同 三〇、五二
- 四 同 二九、一二
- 五 同 二八、三七
- 六 同 二七、一二
- 七 同 二五、六二
- 八 同 二四、一一
- 九 同 二二、六二
- 十 同 二一、七二
- 五 本表最高販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ販賣スル場合及石炭配給統制法第十五條第一項ノ規定ニ依ル日本石炭株式會社ノ販賣價格ノ指示ヲ受ケ販賣スル場合以外ノ販賣業者(石炭品位取縮規則第六條ノ許可ヲ受ケ石炭ヲ撰別シテ賣渡ス者ヲ含ム)ノ販賣價格トス
- 六 大口最高販賣價格ハ持込場所毎ニ一ヶ月販賣數量八吨以上ノ場合ノ價格トシ小口最高販賣價格ハ持込場所毎ニ一ヶ月販賣數量八吨未満ノ場合ノ價格トス
- 七 第一種丙號(宇部炭)又ハ第四種ノ山口炭ニシテ貨車モノ(炭鑛ヨリ鐵道ニ依リ直送セラレタルモノ以下同ジ)ノ鳥取縣内各著貨車乘改斤渡入口最高販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ定ム

ル宇部炭及山口炭沿線市場地區販賣建值價格中第三地區ノ價格ニ一吨ニ付第一種丙號(宇部炭)ニ在リテハ二圓二十五錢ヲ第四種ノ山口炭ニ在リテハ二圓五十五錢ヲ加算シタル額トス

八 第一種丙號(宇部炭)又ハ第四種ノ山口炭以外ノ石炭ニシテ貨車モノ、大口最高販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ定ムル坑所販賣建值價格ニ當該積出驛ヨリ著驛ニ至ル鐵道運賃ノ外一吨ニ付第一種(一般用炭)第二種(原料用炭)又ハ第三種(瓦斯發生用炭)ニ在リテハ二圓二十五錢ヲ第四種(無標炭)ニ在リテハ二圓五十五錢ヲ加算シタル額ヲ以テ當該驛著貨車乘改斤渡ノ價格トス

九 持込渡ノ大口最高販賣價格ハ左表(甲)(乙)(丙)ニ依リ算出シタル該當費用ヲ夫々本表大口最高販賣價格ニ加算スルコトヲ得(販賣業者ノ貯炭場ニ引取リタル場合モ含ム)

(甲) 貨車ニ依リ輸送スル場合
積込驛ヨリ荷卸驛ニ至ル鐵道運賃

(乙) 自動車等ニ依リ輸送スル場合
輸送距離五軒迄一吨ニ付二圓以内
爾後一軒又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ二十錢以内

(丙) 積卸等ニ際シ人夫ヲ要スル場合
貨車ニ込ノ場合 一吨ニ付 八十五錢以内

- 貨車卸ノ場合 同 十錢以内
- 自動車等ニ積込ノ場合 同 四十錢以内
- 自動車等ヨリ持込ノ場合 同 五十錢以内
- 一〇 大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ粉拔ヲ爲シタル塊炭ヲ販賣スル場合ハ一吨ニ付第一種(一般用炭)第二種(原料用炭)又ハ第三種(瓦斯發生用炭)ニ在リテハ一圓二十錢ヲ第四種(無標炭)ニ在リテハ四圓七十錢ヲ加算スルコトヲ得但シ持込ノ際篩目四分以上ノモノトシ粉(篩目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許容ス
- 一一 本表ニ掲グル小口最高販賣價格ハ米子市、西伯郡境町及鳥取市賀露町ニ於ケル消費者持込渡價格(容器ハ通ヒトス)ニシテ右以外ノ地ニ於ケル消費者持込渡價格ハ本表持込大口最高販賣價格ニ左記額ヲ加算シタル額トス
- 塊炭中小塊炭一吨ニ付五圓十錢
- 但シ無標炭ニ在リテハ九圓七十錢トス
- 粉炭、微粉炭一吨ニ付二圓四十錢
- 但シ一回ノ荷渡數量一吨未満ノ場合ニ在リテハ一回ノ荷渡數量一吨未満ノ場合ノ等級ニ依リ該當等級中最下級ノモノ、小口販賣價格トス(錢位未満ハ切上)
- 一二 小口販賣ノ場合ニ於ケル塊炭又ハ中小塊炭ハ篩目四分以上

ノモノトス

但シ持込ノ際粉(篩目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許容スルモノトシ三%ヲ超ユル場合ハ本表小口最高販賣價格ヨリ一吨ニ付三圓一俵(正味五十斤)ニ付十五錢ヲ控除シタル額トス

一三 第二種(原料用炭)第三種(瓦斯發生用炭)及貨車モノヲ除クノ外二種以上ノ石炭ヲ選炭セズシテ販賣スル場合(未選切込炭トシテ販賣スル場合)ノ最高販賣價格ハ當該石炭ノ等級ニ該當スル粉炭ノ最高販賣價格ニ一吨ニ付第一種(一般用炭)ニ在リテハ七十錢ヲ第四種(無標炭)ニ在リテハ一圓ヲ加算シタル額トス

一四 規格外炭ニシテ石炭品位取縮規則第四條但書ノ許可ヲ受ケ販賣スル場合ノ價格ハ基準炭ノ最高販賣價格ヨリ左表ノ區分ニ依リ夫々左記額ヲ控除シタル額トス

基準炭トハ規格外ノ有標炭(規格外ノ常盤炭及宇部炭ヲ除ク)ニ在リテハ第一種甲號ノ級外規格外ノ宇部炭ニ在リテハ第一種丙號ノ五級規格外ノ無標炭ニ在リテハ第四種ノ十級(粉炭ハ朝鮮粉炭及山口粉炭以外ノ粉炭ノ十級)ノモノヲ謂フ

(イ) 有標炭常盤炭及宇部炭ヲ除ク)

鳥取縣告示第四百九十號

鳥取縣立機械工養成所ニ昭和十七年十月入所セシムベキ生徒左ノ要項ニ依リ募集ス

昭和十七年七月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣立機械工養成所生徒募集要項

- 一 募集人員 二十五名
- 一 丙旋盤工科 十名 仕上工科 十名
- 一 製圖工科 五名 別 科 若干名
- 一 願書受付期限 自八月二十日 至九月二十日
- 一 考查期 日 九月二十五日
- 一 考查場所 鳥取市吉方

鳥取縣立機械工養成所

備考

入所案内希望者ハ鳥取縣立機械工養成所宛返信料四錢切手添付申出スベシ

鳥取縣告示第四百九十一號

國民体力法第九條ニ基キ昭和十七年度國民體力管理醫トシテ選任シタル者左ノ如シ

昭和十七年七月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

東伯郡 醫師 岸 田 規 矩 雄
岩美郡 醫師 林 秀 藏

昭和十七年度國民體力管理醫ヲ委嘱ス
昭和十七年度乳幼児體力検査施行ニ付國民體力管理醫ヲ委嘱ス

鳥取縣告示第四百九十二號

左記墓地ハ今般整理ノ爲改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノ趣ニ付有縁者ハ昭和十七年七月三十日迄ニ直接管理者へ申出ラルベク若シ期日迄ニ何等ノ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜措置セラルベシ

昭和十七年七月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 墓地所在地 靜岡縣濱名郡長上村市野二八六九番地
- 一 墓碑數 三十二基
- 一 墓地管理者 靜岡縣濱名郡長上村市野二一〇九番地 永心寺住職 絲 田 月 樵

彙 報

本年度國民學校

經營上の努力點

(學務課)

國民學校の經營に當つては國民學校の精神に則り、教育の全般に亘つて適正なる運營を期すべきは言を俟たないが、新制實施第一年度の縣下國民學校教育の實績に鑑み、第二年度の教育をして一段の充實進展を圖るため各學校に對し左の如く經營上の努力點を指示し、以て大東亞戰爭下の本縣國民學校教育をして遺憾なくらしめることとした。

經營に關する努力點

- 一 國民學校の精神を遵守し適切なる郷土調査を行ひ郷土に即する具體的經營に努むること
- 一 青少年生徒に賜はりたる勅語の聖旨並に縣教育是の精神を實際教育上に具現化するに努むること
- 一 教授訓練養護の一体化を期するは固より一層教授力の徹底

教科に關する努力點

(一) 國 民 科 (修身)

- 一 各學年を通じて教材の系統的研究をなし其の科の教材の持つ意義を明にするに努むること
- 一 說話の具體化は兒童の心理的發達に應じて行ふに努むること
- 一 (國 語)
 - 一 素讀的修練、書寫作業を重視すると共に方言、訛言アクセントの矯正に努め國語の醇化に努むること
 - 一 語法的訓練の重視に努むること
 - 一 綴方に於ては物の見方、考へ方、感じ方につき適正なる指導をなし健全なる思想感情の啓培に努むること

00825
00826

(國 史)

- 一 新舊兩教科書の對比研究をなし新教科書の精神を十分体得するに努むること
- 一 明治維新以後現代史の重視に努むること
- 一 教科書中の詩歌名句の朗誦を行はしめ児童の感銘を深からしむるに努むること

(地 理)

- 一 地圖・圖表・模型寫眞等により教材を具体化すると共に之等教便物は教師児童の勞作により製作するに努むること
- 一 特に地理附圖の活用に努むること

(二) 理 數 科

(算 數)

- 一 各教材の發展的系統的の研究をなし數理的な考察・處理の内容を明確にするに努むること
- 一 數量、空間に關する基礎的知識を明確にすると共に基礎的技能的反復練習に努むること

(理 科)

- 一 簡易器械・器具・模型理科玩具の製作に努むること
- 一 繼續觀察指導に努むること
- 一 教師實驗並に児童實驗に就いて一層研究實施に努むること

(三) 体 鍊 科

(体 操)

- 一 戸外に於ける体育實施に一層努力し併せて其の設備擴充に努むること
- 一 團體訓練を重視すると共に基礎訓練に努むること
- 一 躑・姿勢・歩行・水泳の訓練に努むること
- 一 鍛鍊と養護を一体とせる指導の適正を計り衛生訓練の日常化に努むること

(武 道)

- 一 柔剣道共輕重なく平等一体の指導に努むること

- 一 教材の精神を把握し技法の正確を旨とし武的修練に努むること

- 一 禮の本質を悟らしめ禮法の徹底に努めしむること

(四) 藝 能 科

(音 樂)

- 一 教師の模倣に終始することなく結果主義に情せず着實なる基礎の上に系統的指導に努むること
- 一 リズム訓練に努むること
- 一 音高の記憶に特に意を用ひ、和音聽音・分散和音唱・抽出唱・和音合唱・終止形合唱の基礎訓練の上合唱指導に努むること

00826

こ と

(習 字)

- 一 低學年に於ては専ら書寫態度の確立に努むると共に運筆の自由暢達に努むること
- 一 中學年に於て用筆・結体の基本的鍛鍊に努め兼ねて筆力を盛ならしむること
- 一 高學年に於ては應用的修練に重きを置き且つ鑑賞指導に力め趣味の涵養と人物の養成に資するに努むること

(圖 畫)

- 一 低・中學年は教科書の忠實なる研究指導に努むること
- 一 高學年に於ては時局に應じ生活に即せる圖案指導を重視し特に色彩の系統的指導に努むること

(工 作)

- 一 設備の充實に努むること
- 一 他教科との連絡を圖り系統案作成に努むること
- 一 教材の研究と教師の實技の向上に努むること

(裁 縫)

- 一 教材を單なる裁ち縫ひの指導に止めず國民的自覺を興へ正しき服裝生活の指導に努むること
- 一 工夫、創作に依り利用更生を圖ると共に躰に留意し婦徳の

涵 養 に 努 む る こ と

- 一 合理的、計畫的に處理する習慣の涵養に努むること

(家 事)

- 一 郷土に立脚し児童の日常生活に即する指導に努むること
- 一 刺繍に關しては資材の經濟的利用に努め科學的訓練に努むること
- 一 育児に關しては特に留意し母としての科學的基礎教養に努むること

- 一 祭事を通じて國民的觀念の闡明に努むること

(五) 實 業 科

(農 業)

- 一 農場經營に當りては結果主義に情せず指導力並に児童の負擔力等を考慮し適正なる經營に努むること
- 一 農業教育に於ては專任者に委すことなく學校的体制の確立に努むること
- 一 實習實驗を重んじ特に科學的訓練に努むること

(工 業)

- 一 實習を重んじ基礎的技能的習得に努むること

(商 業)

- 一 見學を重んじ地方の實情に應じて適切なる指導に努むる事

00827

(水産)
一 實習を重んずると共に漁村の經濟生活を理解せしめ其の振興に關し適切なる指導に努むること

健民運動！ 夏期心身鍛鍊

(學務課)

長期持久戦に對處して國民体力の向上鍊成を圖することは極めて緊要であるので、縣では從來毎年行はれてゐる國民夏期心身鍛鍊運動を健民運動の一環として七月二十一日より八月二十日までの一ヶ月間に於て「健民運動夏期心身鍛鍊」を實施し、時局下國民体力向上と士氣の昂揚とを指標とし、盛夏を利用して全縣民が積極的に休鍊練武を行ひ、心身を鍛鍊して強靱なる身体と剛健なる精神を鍊磨し、前線銃後一体となつて大東亞建設に一路邁進する國民的氣魄と實踐力とを涵養鍊成することとなつたのである。而して一面この期間に於てはその實踐を通じて体力鍊成の意義を認識せしめると共に、自己の心身に對して強き反省となさしめ鍛鍊を日常生活の中に織込ましめることによつて本期間終了後も

繼續實施する慣習を確立するを眼目とする。

この心身鍛鍊は全縣民を對象として隣組部落會等の地域組織、官廳會社工場學校等の職場組織及び翼賛會支部在郷軍人青少年團婦人會其の他あらゆる鍊成組織に於て適宜鍛鍊會を實施し、都市農村別、職業別(特に勤勞程度)年齢別、性別等に應じて鍛鍊運動の方法程度を選択し、且つ實施時間等についても充分考慮して實施の適正を期する筈であつて、指導については大日本體育會、大日本武徳會を始め鳥取縣體育協會、武道指導者、銃剣道振興會の協力を得、尙軍と密接なる連絡をとることになつてゐる。

實踐する種目は休鍊を主とする体操・歩行・登山・水泳・相撲・体力章檢定練成會・集團勤勞作業等、練武を主とする劍道・柔道・弓道・銃剣道・射撃道等につき實踐組織に於て適宜選擇して實施するのであつて、練武に關するものについては試合に限定することなく、野外集團訓練等を実施すると共に、道場に於ける稽古のみでなく家庭でもその基本動作の實施を奨励することになつてゐる。

大東亞戦下國民体力の増強いよ／＼緊急を要する時、各位の格段なる協力を期待する次第である。

水泳實施上の注意

(學務課)

夏は鍛鍊の好季―海に川に或は山に著くなると皆思ひ／＼に夏の鍛鍊へと出かけて行く。本縣下の海水浴場も殆ど十日頃から開設されて連日此の炎天下に賑つて居り、又各河川及び溜水、貯水池等に於ても盛んに水泳が行はれてゐるが、縣では毎年多少の水の犠牲者が出るのに鑑み、今回特に各中等學校、國民學校等生徒兒童の指導監督の任にある教師に對し、次の如き諸注意事項を示して萬遺憾なきを期せしめることとなつた。

- 一、水泳場選擇に付て
 - 1 水泳場は教師が豫め水深、水底、流水等を充分視察し水泳場としての範圍を限定すること
 - 2 水泳場は學年本人の實力等を考慮して決定すること
 - 3 危険區域には標識を明示すること
 - 4 水深は胸の高さを標準とすること
 - 5 濁水、汚水及び傳染病菌の流れ込まない場所を選定する事
 - 6 特に溜水、貯水池等を選定する場合は留意すること
- 二、水泳實施に付て

- 1 入、前適宜の準備運動を充分行ふこと
- 2 排泄は必ず行つて入水すること
- 3 身体を清潔にして入水すること
- 4 長距離行軍實施又は激動を行つた直後は入水せしめないこと
- 5 空腹又は満腹の時入水せしめないこと
- 6 總べて水泳は單獨を避け少くとも二、三人と共に行ふこと
- 7 不案内の場所で濫りに水泳せしめないこと
- 8 入水の時は靜かに泳ぎ始めること
- 9 水泳時間を豫め指導すること
- 10 水泳後の身体の始末に注意すること
- 11 耳に水の入つた時の始末に注意すること
- 12 疾病者には水泳を實施せしめないこと
- 13 其の他教師は絶えず充分な指導監督をなすこと

物故訓練生の取扱

(社會課)

義勇隊訓練生で内地訓練所及び現地訓練所で不幸死亡した者に對しては現地に於て訓練所葬を行ひ、遺骨の送還は拓務省係官、

00828

滿洲移住協會職員並に現地訓練所の幹部が附添つて二等車で最寄驛まで捧持することになつてゐる。

送還の日時は大体一ヶ月後を普通とし、其の際は縣から市町村長宛通知するから、村長以下各種團體殊に國民學校青年學校生徒は驛に出迎へ、葬儀は遺骨還送の日に行はないで縣と打合せの上後日行ひ、村葬又は準村葬(銃後奉公會葬等村葬に準ずべき公葬)として華美を廢し精神的に執行せられたい。尙葬儀當日は拓務大臣・滿洲移住協會理事長・知事其の他各名士の弔辭がある筈である。

生徒兒童の中華民國

滿洲國への旅行制限

(學務課)

大東亞戰下鐵道輸送其の他諸般の情勢に鑑み、國に於ては今夏の生徒兒童の中華民國及び滿洲國への旅行に付き、次の事項以外ものは總て之を禁ずることとなつたので、縣下各中等學校、國民學校、青年學校等に於ては充分留意せられたい。

- 一 興亞學生勤勞報國隊として派遣するもの
- 二 醫科及び獸醫科の拓務省依託學生にして現地實習のため派

遣するもの

三 滿洲建國十周年慶祝東亞競技大會並に日滿交驪武道大會參加のため及び滿洲建國十周年慶祝音樂使節として派遣するもの

四 滿洲建國功勞者遺児生徒の遺靈祭に参加するもの

五 前二項以外の滿洲建國十周年記念行事に参加のため派遣するもの

週報・寫眞週報掲載内容

七月二十日發行

寫眞週報 (二三〇號)

○大東亞建設特輯

◆漫畫に示した大東亞建設戰線一時的立札

◆雪に覆れる北の戦線—アリウシヤン列島アツツ島

◆海南島の殘敵掃蕩

◆マニラの敵國人收容所

◆陸軍報道班員の筆になるスラブヤ素描

◆印度洋ニコバル群島の無血占領

◆丹下左膳まで飛出した現地陸軍兵站病院の慰問運動會

◆うんとあるベナンの錫

◆シヤン高原を行くわが宣傳班員

週報 (三〇二號)

○防空問答 ○本年度の交通動員計畫 ○敵性特許權の措置

○姓、婦の手帳制 ○米英共同陣營の裏表 ○八月の常會の頁

昭和十七年七月二十四日印刷
昭和十七年七月二十四日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣
發行所 鳥取市 東町 縣
鳥取縣 氣高郡 大正村 大字 古海
印刷所 鳥取市 刑務支所